

令和7年度補正予算
被害者保護増進等事業費補助金

スキャンツール補助金

(米国車に対応したスキャンツールの導入・研修に要する経費)

受付期間：2026年5月29日(金)10:00～2026年6月30日(火)17:00 (※先着順)

※予算がなくなり次第終了

補助対象事業者

自動車整備事業者

補助対象機器

米国車に対応したスキャンツールの導入に要する経費(設備費)
米国車に対応したスキャンツール利活用のための研修に要する経費(研修費)

補助対象期間

2026年2月14日～2026年6月30日

補助上限

※1事業場あたり

最大52万円

内訳

機器50万円
研修2万円

補助率

1/2

※一級整備士在籍の証明書を提出いただくと、優先採択を受けることが可能です。
※補助対象が重複する国の他の補助金制度にて、同様に補助金交付を受けた場合、同一の機器を重複して申請することはできません。
※PC・スマートフォン及びタブレットのみの申請はできません。

要件・提出書類等の詳細はこちらから⇒



お問合せ先

☎ 03-4446-4346

受付時間 9:00～18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

申請フロー &
よくある質問は
裏面へ ▶

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。(通話料がかかります)
恐れ入りますが、一度かけて繋がらない場合は時間をずらしておかけいただくようお願いいたします。

申請の流れ

補助金受領まで3ステップ!

交付決定兼額確定

交付

STEP.1

機器購入

- ・補助対象となる機器を確認し導入
 - ・補助対象となる研修を実施
- ※上記の事業の両方またはいずれか

STEP.2

交付申請兼
実績報告

STEP.3

請求申請

補助金
受領

よくあるご質問

Q1. どのように申請したらよいですか？

A 令和7年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金ホームページの申請システムで申請していただけます。

Q2. どのような事業者が申請できますか？

A 車両法第78条の認証を受けた自動車特定整備事業者または自社が保有する自動車関連施設において自動車整備事業を行う者であって、電子制御装置整備の認証を申請する者（既に申請している者も含む）が対象です。

Q3. どのようなスキャンツール機器や研修が対象となりますか？

A 国土交通省が指定した米国車に対応したスキャンツールの導入に要する経費（設備費）または、国土交通省が指定した米国車に対応したスキャンツール利活用のための研修に要する経費（研修費）が対象となります。
※PC・スマートフォン及びタブレットのみの申請はできません。交付規程・公募要領・申請の手引きをよくお読みの上、申請をお願いいたします。

Q4. 既に購入しているスキャンツールや研修でも対象となりますか？

A 補助対象機器一覧または補助対象研修一覧に該当するもので、令和8年2月14日以降に購入し、令和8年6月30日までに支払いが完了したものであれば対象となります。

Q5. 複数台数、複数事業場の申請は可能ですか？

A 複数台数、複数事業場共に申請は可能です。
ただし、複数台申請における1事業場あたりの補助金限度額は機器50万円・研修2万円です。

Q6. 他の補助を受けている場合、交付を受けることはできますか？

A 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む）を受けた場合、同一の機器を重複して申請することはできません。

Q7. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか？（予算がなくなったら終了ですか？）

A 補助金申請額が予算額に達した場合、申請受付を締め切らせていただきます。
予算消化率は、本補助金ホームページで適宜公開しております。